

令和3年度ESGリース促進事業

Q&A編

令和3年6月

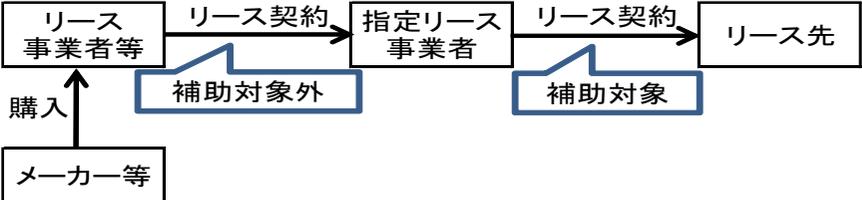
■ 契約編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-1	対象リース契約	購入選択権付リースの場合、補助金対象のリース料とは？	リース料総額が対象。残価は含めない。
1-2	対象リース契約	購入選択権付リースで、残価分を月々のリース料とともに積み立てる方式は対象にしてよいか？	月々積立や残価と同額を保証金として預かる方法などは対象としない。
1-3	対象リース契約	残存価額設定リースは補助対象となるか。	補助対象となる。ただし、補助金額はリース契約書に記載されるリース料支払総額を対象金額とする。
1-4	対象リース契約	残存価格について第三者保証を締結しているリースは補助対象となるか。	通常の残価設定型リースの取扱いと同じ。
1-5	対象リース契約	リース契約の対価に含まれる手数料とはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・与信行為に伴う調査費用等。基本的には調達コストを含め借入でいうところの利息相当部分に含まれるもの。 ・メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等は含まれない。
1-6	対象リース契約	ESGリース対象機器で補助率1%から4%の機器があるが。	・対象機器分類により補助率が異なる。機器分類別の補助率は、「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業実施要領」で確認のこと。
1-7	対象リース契約	補助率、補助金額の考え方は。	<ul style="list-style-type: none"> ・適格要件、加点要件より1～6%の補助金を支給。 ・補助金額は（総リース料－（対象外金額：残価、既存機器費用等））×補助率となる。 ・消費税は含まない。 <p>・詳細は「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業実施要領」並びに「補助金申請の手引き」参照のこと。</p>
1-8	対象リース契約	リース料総額を対象とする補助金とあるが、再リース料は含まれるか。	再リース料は含まれない。当初リース期間の支払リース料のみが補助対象。
1-9	対象リース契約	リース料総額を対象とする補助金とあるが、消費税分は含まれるか。	消費税は含まれない。
1-10	対象リース契約	メーカーとの共同商品等で設備費用とメンテナンス費用の切り分けがされていないメンテナンス付リースの取り扱いについて。	メンテナンス費用は補助対象外であることから、設備費用とメンテナンス費用の切り分けが出来ないケースは補助対象外。

■ 契約編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-11	対象リース契約	リースバックは補助対象となるか。	補助対象となる。補助対象案件は、契約日が令和3年4月1日以降で検収日から3カ月以内の契約であり、証憑として契約書（協定書）、注文請書、借受証、領収書、物品受領書等を必要とする。
1-12	対象リース契約	地方自治体によるリースに係る補助金は併用可能か。また、併用可能な場合、補助金を計算する際に、地方自治体の補助金は補助金算定の基準額から控除する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国による他の補助金との併用は不可。 ・地方自治体の独自財源による補助金制度であれば併用は可能。 ・この場合補助金算定の基準額から控除する必要はない。
1-13	対象リース契約	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約では、1契約当たりのリース契約の上限額2億円、下限額65万円は対象機器のみの合計額でよいのか。	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約では、対象機器分のみの合計額で65万円以上2億円以内であること。
1-14	対象リース契約	対象機器分の総リース料の下限、上限額は、個人事業主、事業者で異なるのか。	対象機器分の総リース料の下限、上限は、個人事業主、事業者共に65万円以上2億円以内。
1-15	対象リース契約	1リース契約のうち補助対象機器部分の契約額が2億円超のリース契約について、上限額2億円までは補助対象となるか（例：1リース契約で補助対象機器部分の総リース料3億円の場合、うち2億円部分の補助金申込みが可能か）。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象外。 ・本事業は、大企業を除く事業者幅広い層が脱炭素化対策として利用することを目指している。そのため、1リース契約額に上限額を設けることとしている。
1-16	対象リース契約	リース先が導入機器の最終使用者として、関係会社に賃借等で使用させる場合のリースの取り扱いについて。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とする。 ①関係会社（最終使用者）は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。 ②リース先と関係会社（最終使用者）の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること。 ③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること（日本国内に限定） ・補助対象は指定リース事業者とリース先との間のリース契約となる。

■ 契約編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-17	対象リース契約	リース先が他社に対象機器を無償貸与する場合には補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・無償・有償に関わらず、以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とする。 ①関係会社（最終使用者）は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。 ②リース先と関係会社（最終使用者）の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること。 ③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること（日本国内に限定） <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象は指定リース事業者とリース先との間のリース契約となる。
1-18	対象リース契約	官公庁との契約で見られる「第三者貸付方式」による契約形態は補助対象となるか。	本事業では賃貸借契約が三者間契約となる「第三者貸付方式」は補助対象外。
1-19	対象リース契約	リース事業者による協調リースは補助対象となるか。	協調リースについては、補助対象外とする。
1-20	対象リース契約	指定リース事業者とその関係子会社のリース会社が共同賃貸方式によりリース先にリース契約を行う場合は、補助対象となるか。	協調リース同様に補助対象外とする。
1-21	対象リース契約	リース事業者による転リースは補助対象となるか。	<p>原則、リース事業者間の転リースについては、対象機器の使用者とのリース契約のみを補助対象とするため、使用者と直接リース契約を締結したリース事業者のみが補助金交付を受けられる。但し、合理的理由がある場合は補助対象とする場合がある。従い、その場合は機構に相談のこと。</p>  <pre> graph LR M[メーカー等] -- 購入 --> LC[リース事業者等] LC -- "リース契約 (補助対象外)" --> DLS[指定リース事業者] DLS -- "リース契約 (補助対象)" --> RL[リース先] </pre>
1-22	対象リース契約	割賦契約は補助対象となるか。	補助対象外。補助対象はリースに限定。
1-23	対象リース契約	機器の法定耐用年数10年、リース期間7年に対し、リース料の回収期間を5年とするような変則な均等返済方法を取った場合も補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる。 ・ただし、補助金によるリース料の低減は、リース料支払期間内に行う必要がある一方で、補助金返還義務はリース契約の全期間に及ぶため、リース料回収以降についてもリース期間終了までは指定リース事業者に補助金返還義務がある。

■ リース先編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
2-1	対象リース先	中小企業の定義について。	中小企業の区分の基準は次のいずれかの要件に該当する者とする。 ・資本基準とし、中小企業は資本金3億円以下の企業とする ・医療法におけるでベット数199床以下の医療施設
2-2	対象リース先	医療施設について。	医療法における病院、診療所、クリニック、調剤薬局、介護老人保健施設等で、当該施設の対象法人全体におけるベット数199以下が対象となる。
2-3	対象リース先	学校法人、出資組合法人(マンション管理組合等)は対象リース先となるか。	・資本金の定義がないこれらの団体は医療法人等の一部を除いて、リース先の補助対象外。 ・なお、これら団体の代表者名義でリース契約を締結したうえ、これら団体に賃借等で使用させるようなケースは、設備の最終利用者が本事業のリース先の要件を満たしていないことから補助対象外。
2-4	対象リース先	農業協同組合・連合会等は対象リース先となるか。 (税制等では協同組合は中小企業に分類されます)	会社法上の会社及び医療法人等の一部に限定していることから、これらの団体をリース先とするものについては補助対象外。
2-5	対象リース先	資本金の定義のない社会福祉法人は対象リース先となるか。	補助対象外とする。
2-6	対象リース先	親会社の資本金が3億円超でも、ESGリース促進事業を利用するリース先が資本金3億円以下の会社法上の会社であれば対象リース先となるか。	リース先が、資本金3億円以下の会社法上の会社であれば対象リース先となる。
2-7	対象リース先	対象リース先の基準には、上場・非上場の判断基準はあるか。	株式の上場・非上場による対象リース先の基準はない。
2-8	対象リース先	レンタル事業者は対象リース先となるか。	不特定多数を相手にレンタルすることを業とする事業者の場合、レンタルする機器は対象外。但し、同事業者が自ら使用する機器のみ対象とする。
2-9	対象リース先	政府機関、地方公共団体に準ずる機関とはどのような機関か。	・特殊法人、独立行政法人、地方公営企業、地方公社、地方独立行政法人が該当。 ・また、政府機関、地方公共団体、上記団体が出資する法人からの出資割合が単独または合計で50%を越える法人も該当。
2-10	対象リース先	リース先の対象業種は限定されていますか。	以下の業種は補助対象外とする。 ・風俗営業の許可を得ている飲食業 ・性風俗関連特殊営業 ・遊技娯楽業のうち風俗関連事業 ・競輪、競馬の関連業種。パチンコホール、スロットマシン場、競輪・競馬予想業 他 その他、判断に迷う際には機構まで連絡すること。

■ リース先編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
2-11	対象リース先	加点の考え方について。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定リース事業者の加点は、採択時で決定する。また、年度途中での変更はない。 ・リース先の加点に関しては、サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に対する取組における加点要件を満たす証憑等を必要とする。
2-12	対象リース先	リース先がESGに関わる取組等を行っていない場合、本事業は利用出来るのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在リース先がESGに関わる取組等を行っていない場合でも、指定リース事業者からリース先に対し、リース事業者側の適格要件で取組ことを了承できた場合、申請を可能とする。了承を得た場合は、申請書上のチェック項目を確認済にすることで適格要件の関わる証憑等は省略できる。 ・リース事業者側の適格要件をリース先から了承を得ることが出来ない場合は、リース先から今後、適格要件を実施することを確約する証憑（機構作成の誓約書又は任意の書式等）を機構に提出することにより、本事業の利用が可能となる。
2-13	対象リース先	交付規程には中小企業の定義が、中小企業基本法上の「会社」である、「中小企業者の範囲」「小規模企業者」としていますが具体的に教えてほしい。	実施要領、補助金手引き記載の通り、資本金基準とし、中小企業は資本金3億円以下の会社法上の会社とする。

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-1	対象機器	取得価額の定義について。	<p>・次の各金額の合計額とする。</p> <p>①脱炭素設備本体の購入価額（サプライヤーがメーカーから仕入れる時の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料又は関税その他脱炭素設備の購入のために要した費用がある場合には、それらの費用を加えた額）</p> <p>②脱炭素設備の付属品・オプションの購入価額 付属品・オプションは、脱炭素設備に付属しており当該補助対象設備と一体となって機能するものであること。</p> <p>③脱炭素設備を事業の用に供するために直接要した据付費等の費用 但し、上記②と③の金額の合計値が、①の購入価額を超えないものであること（①≧②+③）。</p> <p>①<②+③となる契約は、補助対象外とする（リース契約の一部についても補助を行わない）。</p>
3-2	対象機器	取得価額には、対象機器に係るメンテナンス費用等も含まれるか。	<p>メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等については、補助対象外とする（メンテナンス付リースの場合は、メンテナンス費用を明示したうえ、メンテナンス費用を除いた部分のみを補助対象とする）。</p>
3-3	対象機器	<p>（対象機器の周辺機器について） 単体では補助対象外となる周辺機器でも、対象となる機器本体と同時に導入する場合（1リース契約となる場合）は、補助対象に含められるか。</p>	<p>・以下の条件を満たすものについては、補助対象となる。</p> <p>①補助対象機器に付属しており当該補助対象機器と一体となって機能するものであること。 導入する周辺機器でESGリース促進事業の対象となるか不明な場合には、機構に問合せのこと。</p> <p>周辺機器等で補助対象外と判断される費用の例は以下のとおり。</p> <p>【工作機械】 キュービクル（受変電設備）及びその設置・工事費用、金型</p> <p>【鍛圧機械】 金型</p> <p>【ボイラ】 台数制御装置（但し、既存ボイラと新規ボイラを制御する場合のみ対象外、補助対象の新規複数台のボイラのみを制御する場合は対象）、官庁申請費用</p> <p>【熱電併給発電設備】 発電量・熱需要量等の見える化に係る装置</p> <p>【業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプエアコン、冷媒用コンデンシングユニット】 既存設備の冷媒回収・処理費用</p> <p>【建設機械】 アタッチメント</p> <p>【自動車】 メンテナンス費用</p> <p>【全対象機器分類共通】 既存設備の撤去・処分・移動費用、対象設備を導入するための既存設備の改造費用、消耗品、教育・研修費</p>

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-4	対象機器	対象機器本体の価格が、補助対象分の価格の50%未満の場合、付属品・オプション等を対象外として申請は可能か？	対象機器本体が補助対象分全体の50%以上の条件を満たすために、本来補助対象とすべき付属品・オプション等を対象外として申請することは不可。
3-5	対象機器	リース契約日前に設置に向けた機器の導入工事が開始されている場合も補助対象となるか。	工事の開始は、原則契約後になることが一般的と思われる。そのような場合は、当機構に問い合わせのこと。
3-6	対象機器	ESGリース促進事業の対象機器の基準はどこで確認できるのか。	<p>・本事業の専用ホームページで確認が可能。</p> <p><対象機器の検索方法></p> <p>①本事業の専用ホームページを開く (https://esg-lease.or.jp/)</p> <p>②ページ左側の「対象機器の品目分類一覧」をクリック</p> <p>③各対象品目横の「ダウンロード」をクリック</p>
3-7	対象機器	ESGリース促進事業の対象機器の型番情報はホームページのどこで確認できるのか。	<p>・本事業の専用ホームページで確認が可能。</p> <p><対象機器の検索方法></p> <p>※電気自動車、燃料電池自動車以外</p> <p>①本事業の専用ホームページを開く (https://esg-lease.or.jp/)</p> <p>②ページ左側の「対象機器一覧検索」をクリック</p> <p>③「低炭素投資促進機構ホームページで対象機器を検索」をクリック</p> <p>④低炭素投資促進機構ホームページ内の「対象機器の検索はこちら」をクリック</p> <p>⑤型番検索サイトが別ウインドウで開く</p> <p>(注) 型番検索サイトの掲載情報はメーカーからの出荷時の製品情報であり、補助金の申込に際しては実際に最終的に導入される製品が基準を満たす必要がある。このため、型番検索サイトの掲載情報では、最終的に導入される製品の仕様についてまでの確認はできないことからあくまで参考情報である。</p> <p>※電気自動車、燃料電池自動車</p> <p>①本事業の専用ホームページを開く (https://esg-lease.or.jp/)。</p> <p>②ページ左側の「対象機器一覧検索」をクリック。</p> <p>③「電気自動車、燃料電池自動車」の欄に記載している「対象自動車はこちら」のリンク先の経済産業省「CEV補助金」の対象車両リストのうち、電気自動車、燃料電池自動車が対象製品。</p>
3-8	対象機器	対象機器の追加登録は誰でも可能か。 (Aリース会社が、Bメーカーの製品を申請できるのか?)	<p>・できない。</p> <p>・メーカー自らが原則工業会を通じて低炭素投資促進機構を経由して本事業の対象型番登録を行う必要がある。</p>
3-9	対象機器	海外メーカーの製品でも対象機器となり得るのか。	<p>・環境省の定める基準を満たしていれば補助対象機器となりうる。</p> <p>・なお、電気自動車、燃料電池自動車を除き、対象機器はリース信用保険の部分集合であることから、リース信用保険の対象機器として登録されることが前提。</p> <p>・電気自動車、燃料電池自動車は、経済産業省「CEV補助金」の対象車両リストに登録されることにより対象となる。</p>

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-10	対象機器	(低炭素設備リース信用保険との関係について) リース信用保険対象開始日以前の対象機器は、本事業の補助対象となるか。	・リース信用保険ではホームページ掲載日とは別に、リース信用保険対象開始日を設けている。 ・本事業では、リース信用保険対象開始日の前でも、低炭素投資促進機構による指定機構番号を取得しており、本事業の基準を満たす機器であれば補助対象となる。
3-11	対象機器	LEDはリース適格品ではないのか。	事業における取扱製品としての位置付けであり、リース取扱いの有無は、リース会社の責任、判断である。
3-12	対象機器	高効率切削加工機・研削盤等の「油圧ユニットを有しない」の規定について、付属オプションの油圧ユニットは判断の対象となるのか。	工作機械の基準における「油圧ユニット」及び「油圧ユニットを有しない」については、下記のファイルを参照のこと。 https://esg-lease.or.jp/asset-data/2021/05/kousaku-yuatsu-202106.pdf
3-13	対象機器	エコクレーンは、低燃費型建設機械としてESGリース促進事業の対象になるか。	・低燃費型建設機械のエコクレーンは対象外。 ・土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械であって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたハイブリッド建設機械、電気ブルドーザ、バッテリー式油圧ショベル、有線式油圧ショベルが対象。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-1	補助金申請全般	補助金の申請は、指定リース事業者の各営業所等の取引先担当者等が個々に申請しても良いか。取り纏めて本部等で一括して申請する必要があるか。	補助金申請に係る書類の手続きは、リース事業者の状況に応じて営業所等からの申請は可能。但し、問合せ等は、各指定リース事業者の本部窓口等一括して行う必要がある。
4-2	補助金申請全般	補助率2%の対象機器と4%の対象機器を一緒にしたリース契約での補助金申請は可能か。	リース契約は補助率が異なる機器毎に分けるものとし、各々分けて補助金申込を行うこと。
4-3	補助金申請全般	補助金を受理した際の消費税の取扱いについて。	補助金によるリース先のリース料低減の方法は、各リース先により異なる。各社それぞれ契約書への記載方法により処理方法も異なることから、各リース会社が処理方法に応じて税制については個別に確認すること。
4-4	補助金申請全般	補助金交付申請件数枠の有無。	同一リース先での交付申請件数の上限は、設定しない。
4-5	補助金申請全般	補助金の申請で使用するシステムはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出、機構からの交付決定通知書等通知は、全てjGrants（全省庁共通の補助金申請プラットフォーム）経由で行う。 ・但し、jGrantsで提出する申請書類作成のため、jGrantsとは別途にESGリース専用の「jGrantsサポートシステム」を使用。
4-6	補助金申請全般	補助金申請でjGrantsを使用する場合に、事前に準備することはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスにログインするために必要なgBizIDプライムを取得する必要がある（gBizIDの取得には、2～3週間かかる）。 ・gBizIDプライムは法人で1つのみ取得。法人内の従業員別に申請する必要がある場合には、gBizIDプライムの取得後、gBizIDメンバーのアカウントを取得すること。
4-7	補助金申請全般	適格要件、加算要件の証憑とはどのようなものか。また、誓約書の見本はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ホームページに掲載されている内容、企業内外で使用、利用されている資料・文書、自社作成の文書等要件を裏付け出来る資料の提出が必要。 ・誓約書の様式は機構ホームページに掲載。
4-8	交付申請	補助金の計算過程で小数点以下が出た場合の取扱いについて。	小数点以下は切り捨てとなる。
4-9	交付申請	補助金交付申請を行った後、なんらかの事情により、総リース料若しくは補助金額に変更が生じた場合、どのように対応すればよいか。	交付申請後、交付決定後においても、補助金額の変更は可能とする。その場合は、jGrantsサポートシステムで、交付申請変更申請書、交付決定後変更申請書を作成し、jGrants経由で変更申請を行うこと。但し、その変更理由が正当な理由でない場合又は合理的ではない場合は変更不可、若しくは取下げとなる。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-10	交付申請	リース契約書の調印者が代表者でなく、例えば工場長となる場合、交付申請書はどのように入力したらよいか？	交付申請書のリース先情報には登記上の本社住所及び代表者名を入力。リース契約書の記名捺印が入力内容と異なる場合は、会社案内やホームページ等その関係が分かる資料を添付のこと。
4-11	交付申請	リース先への補助金の還元方法は。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に3つのいずれかの方法 ①補助金をリース料の支払回数に応じて分割し、リース先に還元(支払リース料を減額)する方法 ②補助金を分割してリース先に還元する方法 ③補助金を一括してリース先に還元する方法 いずれも還元がリース先に不利(テールヘビー等)にならないようにすること。
4-12	交付申請	補助金を一括してリース先に還元する時期は、借受証交付後のどの位の時期が妥当か。	機構からの補助金交付後速やかに還元する。又は補助金交付の翌月末迄が妥当である。
4-13	交付申請	交付された補助金をリース先一括で支払う時の支払手数料の負担者について。	指定リース事業者とリース先のどちらが負担するかは任意。
4-14	交付申請	物件設置場所の住所が本社の住所ではない場合の留意点は。	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書の物件所在地欄に住所のみの記載だと、第三者への転貸と間違われるので、会社名だけでなく、原則工場名・事業所名を記載すること。 ・リース契約書に記載できない場合には、リース先と設置場所の関係を示す証憑、リース会社からの説明文書等の提出を当機構より依頼する場合は有る。
4-15	交付申請	リース契約者の住所が、交付申請書に記載する住所と、契約書の住所とで異なる場合について。	両者の住所の関係を示す証憑、リース会社からの説明文書等の提出を当機構より依頼する場合は有る。
4-16	交付申請	契約書に記載が必要な対象機器に係る項目は何か。	記載が必要な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー名 ・型番 ・数量(※複数台の場合、数量の記載なしで「一式」の表記は不可) 記載がない場合は当機構より関係を示す証憑を依頼することが有る。
4-17	交付申請	対象外機器が含まれる場合について。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金利用に関して資産区分を明確にするため、以下のものを提出する必要がある。 ①対象外取得金額、リース料の算出根拠 ②契約書別紙にて、補助対象分、補助対象外分を明確にした物件リストの添付

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答				
			<p>③補助金を一括してリース先に還元する場合</p> <p>1. 甲（リース先）及び乙（リース会社）は、本契約が、甲から乙へのESGリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙（一般社団法人環境金融支援機構）に交付申請を行います。</p> <p>2. 甲及び乙は、交付を受けるESGリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。</p> <p>補助金総額 〇〇〇,〇〇〇円</p> <p>3. 乙は、前項補助金を次の通り甲に支払います。</p> <table border="1" data-bbox="1285 475 1989 555"> <tr> <td>支払日</td> <td>環境金融支援機構から補助金を受領した翌月末日</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>甲指定口座に振込支払い</td> </tr> </table> <p>4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。</p>	支払日	環境金融支援機構から補助金を受領した翌月末日	支払方法	甲指定口座に振込支払い
支払日	環境金融支援機構から補助金を受領した翌月末日						
支払方法	甲指定口座に振込支払い						
4-19	交付申請	契約書に添付する補助金等に係る特約（覚書）について。	・契約書とは別途特約（覚書）を締結する場合は、特約（覚書）へのリース契約番号の記載は必須とする。				
4-20	交付申請	契約書は、どこの部分の写しを提出するのか。	・全ページ（条項部分、補助金等に係る特約（覚書）部分も）の写しを提出すること。				
4-21	交付申請	見積書に記載が必要な項目は何か。	<p>記載が必要な項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入先（見積書に納入先名がない場合には、注文請書の提出が必須） ・見積日 ・販売会社名 ・対象機器の本体の①型番、②メーカー名、③数量、④金額 ・対象機器の本体以外の付属品・オプションの①型番、②メーカー名、③数量、④金額 ・対象機器の設置費用（運賃・据付費） ・仕様の明細（工作機械等で●●仕様と記載する場合） <p>※導入するのが本体のみで付属品等を含まない場合には、「付属品等は含まない」旨を記載すること。</p> <p>※見積書中に設置費用を含まない場合には「設置費用は含まない」旨を記載すること。設置費用がサービスの場合には「設置費用がサービス」である旨を記載すること。</p>				
4-22	交付申請	見積書のうち、一部をリース契約とする場合について。	リース契約分の注文請書を提出すること。				
4-23	交付申請	見積書が複数ある場合について。	本体以外の見積書には、本体に使用するものであることがわかる記載が必要（例：〇〇（メーカー名）の△△（型番）用）				

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-24	交付申請	機器別取得価格、リース総額の計算根拠資料の写しは、どのような場合に提出する必要があるか。	補助対象外の費用の有無に関わらず、補助対象機器が複数台あり、かつ交付申請書の対象機器欄に複数行入力する場合には、提出する必要がある。
4-25	交付申請	基準適合チェックシートのリース申込者の情報のうち、部署・氏名には代表者役職・代表者名を記載する必要があるか。	代表者役職・代表者名ではなくても、導入先事業所の所属長名、担当部署長名等でも構わない。
4-26	交付申請	基準適合チェックシートの「確認の際に使用した資料」の欄には資料の名前だけで良いか。	資料の名前と共に、確認の際に使用した資料の記載箇所の表示（ページの記載、付箋・マーカーでの表示等）をお願いしたい。
4-27	交付申請	基準適合チェックシートの記入に際し、機器が複数あり同じ機構指定番号で同一シリーズながら異なる型番があるときはどうしたらよいか。	原則、型番毎にチェックシートを作成のこと。ただし、複数の機器全てについて、ESGリースの適合要件が同一の場合には、チェックシートは1つで構わない。
4-28	交付申請	基準適合確認資料として仕様書を提出する場合について。	仕様書には、必ず宛先の記載が必要。（宛先の記載がないと、本件にあてたものと判断できないため）
4-29	実績報告	実績報告書の提出が、借受証の発行日より60日を超過して行われた場合の取り扱いについて。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定を受けていても、実績報告を期限内（借受日から60日以内）に行っていない場合は補助金は交付されない。 ・借受日、実績報告日それぞれの日付と期日管理には十分に注意のこと。
4-30	交付後の変更報告	リース期間中にリース契約内容の変更が生じた場合の対応について。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるリース契約の契約内容変更をする場合は、機構まで速やかにリース契約変更届を提出すること。 ・変更により補助対象リース契約の条件を満たさなくなる場合には、補助金の返還義務が生じることがある。
4-31	交付後の変更報告	合意解約時のリース契約変更届の提出は、指定リース事業者の社内手続きが完了してからの提出で問題ないか。	解約後速やかに提出があれば問題ない。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-32	補助金返還事由	どのような場合に補助金の返還が求められるのか。	<p>・以下のいずれかの事由が発生した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合がある。</p> <p>【指定リース事業者に係る事由】 ①指定リース事業者が、法令、交付規程又は法令もしくは交付規程に基づく機構の処分又は指示に違反した場合 ②指定リース事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合 ③指定リース事業者が、事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合</p> <p>【リース先に係る事由】 ④交付決定を受けたリース契約が、「補助金申請の手引」の2.(3)の補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合 ⑤その他、交付の決定後に生じた事情の変化により、間接補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 ・なお、上記事由発生時の事情に応じ全部返還もしくは一部返還を必要とするかについて判断される。</p>
4-33	補助金返還事由	どのような場合に一部返還があり得るのか。	<p>・補助金適正化法に基づき、交付された補助金の全部または一部の返還請求が行われる場合がある。 ・例えば、中途解約が発生する等リースの未経過期間部分についてのみ目的を達成できていないものと判断された場合には、当該期間に相当する補助金返還義務が生じうる。</p>
4-34	補助金返還事由	補助金返還の際の返還額は、補助金返還命令書を受理するまで確認できないか。返還事由に該当する事象発生時に、事前に返還金額を書面などで確認することは可能か。	<p>・合意解約等で事前に補助金返還額を確認したい際には、機構まで問い合わせること。解約予定日に応じた補助金返還予定額を事前に回答することは可能。 ・なお、正式な補助金返還金額は当機構がリース契約変更届を受理後、補助金交付決定取消の通知、返還命令時に確定する。</p>
4-35	補助金返還事由	税務当局の見解相違に伴う返還義務について (例) リース契約時にリース会社が自社内の処理において「所有権移転外リース」として処理した後、後日税務調査等で「所有権移転リース」と見解が変更となった場合について。	補助金返還義務が生じる場合があるが、当初判断時の経緯を踏まえ、補助金返還の必要性について個別に判断する。
4-36	補助金返還事由	補助金返還義務の期間には再リース期間も含まれるのか。	再リース期間は含まない。補助金返還義務があるのは当初リース期間のみ。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-37	その他 交付事務	リース契約期間満了後の取扱いについて教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はリース期間の終了をもって補助の目的を達成したこととなる。 ・なお、補助対象となるリース期間は当初リース期間であり、再リース期間は含まない。 ・よって、当初リース期間の終了時や中途解約等で補助金の返還等が完了し補助の目的が終了した場合、および再リースが終了した場合には、リース物件の処分(含む売却)は指定リース事業者の判断で行うことが可能。
4-38	その他 交付事務	事業についての特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区別するとは具体的にどういふことか。	<ul style="list-style-type: none"> ・将来会計検査等に当たり、補助金の経理について明示的に説明が行えるよう他の経理と区別できる状態にあること。
4-39	その他 交付事務	ESGリース対象案件について、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置（2018年6月施行）による固定資産税の軽減を受けることは可能か。	<p>固定資産税の軽減措置を受けることは可能。以下の手続きを行うこと。</p> <p>①補助金交付申請前の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料から固定資産税の軽減分を差し引いた内容で交付申請を行う。 <p>②補助金交付決定後の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料から固定資産税の軽減分を差し引いた内容が分かるように交付決定内容変更申請を行う。 <p>③補助金の額の確定通知後（補助金交付前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約変更届の提出。機構は変更後の金額で再確定を行う。 <p>④補助金の額の確定通知後（補助金交付後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約変更届の提出。機構は変更後の金額で再確定を行う。 ・機構が返還命令書を発行するので、同金額を機構に返還する。 <p>・申請に関しては、追加資料として、公益社団法人リース事業協会発行の固定資産税軽減計算書を添付の事。</p> <p>・併用期間は、2022年3月15日までに補助対象機器の設置を完了するリース契約とする。</p>

■その他

No.	項目	ご質問内容	ご回答
5-1	その他	指定リース事業者以外が、ESGリース促進事業に関する説明を行っても問題はないか。 (例：メーカー、販売会社等) ※販売会社と機器導入先との代金の決済方法の交渉の中で、リースを利用するかの話になることがあるため。	<ul style="list-style-type: none"> ・機器導入に際して、メーカー、販売会社等から導入者に本事業について紹介を行うことは問題ないが、仮に誤った説明を行った際の責任については説明者にある。 ・また、本事業の概要については、専用ホームページにて確認のこと。 (注) 本事業による補助金の申請は指定リース事業者のみ行うことができる。また、利用に当たっては、指定リース事業者による所定の審査が必要である。
5-2	その他	販促用のパンフレットやチラシはあるのか。	本事業の専用ホームページの「資料・申請書類」でパンフレット及びチラシのダウンロードは可能。
5-3	その他	指定リース事業者の事情の変更について、代表者の変更は事情変更届出書の届出事由に該当するか。	届出事由に該当する。
5-4	その他	「2. ESG経営の取組の積極性」における「リースアップ後の適正処理を実施・検証している場合」の検証とは具体的にどのような行動・作業のことを指すのか。	これは、廃棄したはずのリースアップ品が流用していたり、データ消去を行ったと処理したものが漏れていた等の問題が生じた事例を踏まえ、企業として、リースアップされたリース物件が、問題なく処理された事を確認する部署・業務等の有無。
5-5	その他	「3. コンプライアンス等」における「コンプライアンスに係る専門部署を設置しているか」について、総務部に「法令等遵守に係わる方針の立案に関する事項」ならびに「法令等の遵守の統轄に関する事項」の業務分掌を行うことで兼務させている。この場合は、コンプライアンスに係る専門部署を設置していることになりませんか。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分掌がわかる資料を提出のこと。 ・親会社の方針で親会社等が一元管理している場合も、その体制がわかる資料を提出のこと。
5-6	その他	ESGの部署が親会社にある場合はどうなるのか。	原則、リース会社内での設置となる。但し、親会社の方針で親会社等が一元管理している場合は、その体制がわかる資料を提出のこと。機構ではその内容を審議し判断を行う。
5-7	その他	グループ会社が親会社の方針を準用してる場合、グループ会社の証憑は親会社の証憑写しを提出することで、項目に該当するものとして認められるのか。	親会社の方針と同じであればその旨を親会社の方針のわかる資料に追記し提出のこと。準ずる場合は、親会社と異なる部分の内容も資料として提出のこと。
5-8	その他	押印が必要である提出書類を教えて欲しい。	補助金利用申込書、冷凍冷蔵庫・ショーケース導入機器の基準適合シート以外の提出書類は、署名（記載）で押印は省略可。但し、契約書、借受証は押印し写しが必要である。
5-9	その他	年度途中で指定リース会社の採択はあるのか。	採択は年一回のみである。
5-10	その他	指定リース会社の年度途中で加点の見直しはあるのか。	見直しはない。指定リース会社採択時（1回/年）に決定するのみである。

■その他

No.	項目	ご質問内容	ご回答
5-11	その他	「CEV」補助金との違いを教えてください。	主な相違点は事業用車両の取り扱いで、制度面では車両代金完了前での申請が可能である等である。
5-12	その他	補助金予算オーバー時の告示方法は。	本事業のホームページに補助金残高の進捗状況（交付申請書受領ベース）について、毎週月曜日に更新しているのご確認願いたい。